

別表第1 (第4条関係)

補助事業者	対象事業	実施要件	補助対象経費			補助率及び補助限度額	
1 第3条第1号に規定する法人 2 第3条第2号に規定する法人 3 第3条第3号に規定する任意団体	トイ レ レ カ ー	<p>・南海トラフ地震対策課と事前に協議を行い、平時利用時に、県民に対して災害用備蓄の必要性等の啓発につながるカーラッピング(外装デザイン)とすること。</p> <p>・国土交通省が定める「快適トイレ」(<a href="https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html">https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html</a>) 標準仕様の11項目に適合すること。</p> <p>・個室の洋式便座を2基以上設置すること。</p> <p>・バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設置されていること。</p>	車 両	車両本体 車両本体の購入経費 ※下記費用は除く 1 自動車重量税、自動車税・軽自動車税(環境性能割)、自動車税・軽自動車税(種別割) 2 自賠責保険料、任意の自動車保険料 3 車庫証明に係る経費 4 検査登録に係る経費 5 自動車リサイクル料	付属品 ・カーナビゲーション ・ETC車載器 ・バックモニター ・ドライブレコーダー	カーラッピング 両側面及び後方に「高知県」「トイレカー」を明記し、啓発につながる外装デザインに要する経費	・補助率：定額 ・補助限度額：1,000万円
	キ ッ チ ン カ ー	<p>・南海トラフ地震対策課と事前に協議を行い、平時利用時に、県民に対して災害用備蓄の必要性等の啓発につながるカーラッピング(外装デザイン)とすること。</p> <p>・温冷環境に配慮して食事を提供するための環境が整備されていること(季節に適した食事提供ができること)。</p> <p>・副食及び汁物の2品以上を同時に調理できる仕様とすること。</p>	車 両	車両本体 車両本体の購入経費 ※下記費用は除く 1 自動車重量税、自動車税・軽自動車税(環境性能割)、自動車税・軽自動車税(種別割) 2 自賠責保険料、任意の自動車保険料 3 車庫証明に係る経費 4 検査登録に係る経費 5 自動車リサイクル料	付属品 ・カーナビゲーション ・ETC車載器 ・バックモニター ・ドライブレコーダー	カーラッピング 両側面及び後方に「高知県」「キッチンカー」を明記し、啓発につながる外装デザインに要する経費	・補助率：定額 ・補助限度額：1,000万円
			キ ッ チ ン	調理設備	【営業許可取得に必要なとなる設備】 1 換気扇 2 シンク 3 給排水設備 4 タンク(給水、排水) 5 間仕切り(床、壁、天井含む) 6 冷蔵設備(冷蔵庫、冷凍庫) 7 扉付き収納棚 8 照明設備 9 提供窓 10 ドア 11 給湯器 12 その他必要となる設備 【その他】 1 電源設備(発電機、バッテリー、太陽光パネル等) 2 外部電源入力口 3 コンセント 4 プレーカー 5 防火設備 6 作業台 7 看板設置に係る設備 8 提供窓部分に係る雨除け 9 調理用設備及び器具(加熱機器、保温機器、電子レンジ、炊飯器、その他調理器具) 10 災害時の生活環境の改善及び向上に資する装備	・補助率：定額 ・補助限度額：1,000万円	